

環境憲章

1993年4月1日に三菱製紙環境憲章を制定いたしました。その後「環境基本法」等、多くの環境関連法規が制定されたの

を受け、これら法律に規定された21世紀初頭の課題に対応するために、2001年4月1日環境憲章の改訂をいたしました。

基本理念

三菱製紙は、経営ビジョンに掲げている「地球環境の保全、資源のリサイクルに積極的に貢献できる企業グループを目指す」に基づいて、持続的発展が可能な社会の構築に向けて、技術革新にチャレンジすると共に、従業員一人一人は「より良い地球環境の実現を目指し、次世代に環境上の負の遺産を残さない」との信念を持ち、環境に配慮した取り組みに努力いたします。

基本方針

1. 環境負荷低減技術の採用
2. 資源の保護・育成と植林木の活用
3. 環境管理のレベルアップと環境管理状況の情報公開

行動指針

1. CO₂総排出量の削減
2. 化学物質管理の推進
3. 環境影響負荷の低減
4. 廃棄物の削減・ゼロエミッションの実現
5. 資源の保護・育成
6. 古紙利用率の拡大
7. 環境管理レベルの向上
8. コミュニケーション、啓発、広報活動
9. 緊急時の対応

自主的取り組み体制

三菱製紙は、環境憲章の基本理念、基本方針、行動指針を具体的に推進するための自主的取り組み体制を構築し、全社的に推進する体制をとっています。

三菱製紙の環境管理体制

